

平成 21 年 5 月 27 日現在

研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19560634
 研究課題名（和文） 公的地域集会施設における日常的飲食交流に関する実証的研究
 研究課題名（英文） A POSITIVE STUDY ON DAILY COMMUNICATIONS WITH EATING OR DRINKING
 IN PUBLIC COMMUNITY CENTERS
 研究代表者
 曽根 陽子 (SONE YOKO)
 日本大学・生産工学部・教授
 研究者番号：90171389

研究成果の概要：

公的集会施設の代表例として公民館と地域（自治会）集会所を取り上げ、アンケート調査とヒヤリング調査によって公的集会施設における飲食交流の実態を調査した。同時に、この数年継続的に研究している川口市S地区における公民館と地域集会所の利用者や管理者にも飲食交流の実態についてヒヤリング調査をおこなった。その結果以下のことが分かった。

- (1) 公的集会施設は飲食交流を好まないのが全体的な傾向である。飲酒を伴う交流を認めている公民館は1割以下である。
- (2) 集会所の方が、飲食交流に寛容であり、地域差がある。
- (3) 飲食交流の内容は施設の設備・空間と関連するが、運用差の影響がより大きい。
- (4) 飲食交流を積極的に行っている事例では、運営者やグループリーダーが飲食行為の交流増進に果たす効果を意識している。
- (5) 公民館での活動後に周囲の集会所や飲食店等を利用して飲食交流するなど、施設の住み分けを行っている例がいくつかあった。
- (6) コミュニティ活動のリーダーは公民館や集会所等のグループ活動から生まれている。
- (7) 飲食交流は他目的集会後のもの（グループ活動後の茶果交流）から地域の老人への給食サービスまで、程度・内容も多様だが、飲食交流が活動・交流を活発化している事例が数多くみられた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：都市計画・建築計画

キーワード：公民館、集会所、コミュニティ、グループリーダー、飲食交流、近隣交流

1. 研究開始当初の背景

過去の地域社会における飲食交流

戦前はもちろん、戦後も高度成長期までの地域社会には、地域の人々による飲食を伴う近隣交流が盛んに行われていた。冠婚葬祭は、近隣の人々の互助支援によって行われたし、同時に貴重な飲食交流の機会でもあった。日常的にも高齢女性（おばあさん）たちの「茶のみ」や男性たちの「寄り合い」、団地主婦の「昼食会」等々が行われていた。そうした種々の飲食交流が互いの親しみを増し、コミュニティを維持する潤滑油ともなっていた。

飲食交流の場所となっていたのは、ほとんどが住宅であり、管理の緩やかな地域の集会施設であった。戦後間もなく設置された公民館は当時の貧困な施設状況を反映した事情もあるが、何より戦前からの飲食交流の場として伝統を受け継ぎ、結婚式や各種集会における飲食交流をおおらかに認めてきた。

現在の近隣生活

高度成長期を経て現在に至る間に我々の生活圏は急激に拡大した。仕事先はもとより、小中学校さえ選択性が導入され、近隣で購入されるのが一般的だった最寄り品も郊外の大型スーパーで求められている。生活の地域社会への依存度は減少していった。

現在、上記のような近隣付き合いは一部の伝統的地域に残るのみで、郊外住宅地や新興集合住宅団地では近隣関係を煩わしい、面倒と避ける傾向が見られ、自治会に入らない人も増えつつある。冠婚葬祭の中では唯一近年まで自宅や地域で行われてきた葬儀も、今では公・民の専用式場で行われるのが一般的になり、近隣に知らせず行う密葬スタイルが定着しつつある。

現在の飲食交流の場

高度成長期以降、住宅は設備備品の高度化と規模拡大が併行して進み、質量ともに改善されていった。生活面からは核家族化と家族生活中心主義、プライバシー重視となり、住宅は快適に、しかしまったく内向きに設計されるようになった。かつては戸を開け放し、近隣の人を受け入れた住宅はドアとカーテンを閉じて、近隣に対しては閉鎖的になっていった

また近年の公民館法撤廃に伴って、貸室的な公的集会施設が多くなってきた。建物を管理・運営するのも、社会教育を学んだ専門員ではなく数年で移動する一般事務職員となり、民間・NPO等への委託もが多くなってきた。その結果、利用者とのトラブルを避け、容易な管理を目指す方向となる。施設の公共線を担保するという建前論を盾に、場所の汚損、利用時間延長、人的トラブル、火災等々を招きやすい飲食交流を制限する傾向が増えるのは当然の帰結である。

2. 研究の目的

飲食のコミュニケーション効果

どんな人間集団でも飲食を共に行えば集団構成員の親交は深まる。特に適度な飲酒は互いの気持ちをくつろがせ、親密度を高める効果がある。

防災、福祉、防犯等からコミュニティの重要性が言われているが、コミュニティ成立の前提には互いに顔を合わせ、親近感を持つ近隣交流がある。日常的飲食交流が近隣交流を深めるのに効果があり、かつその場が失われてしまったなら、公的集会施設においてその場を提供することが必要となろう。

特に行動範囲が狭まり、経済力の低下する高齢者にとって、身近な場所での飲食交流は最も容易な娯楽であり、同時に地域社会での重要な接点になる。高齢社会となった現在、公的集会施設における飲食交流の意味はこの視点からも必要なことである。

飲食交流を受け入れている集会施設

本研究は上記のような視点に立ち、飲食交流を積極的に行っている公的集会施設を見つけ出し、運営の実態と工夫・効果等を明らかにすることを目的とする。それらの施設はそれぞれに運営に至る経緯が異なり、内容や時間、場所、方法、経済的背景も違っているので、飲食交流の全般的傾向を示すことも目的の一部ではあるが、むしろよりバラエティのある事例を見つけ出し、その実態から飲食交流に必要な要因や工夫、効果等を示すことにある。

3. 研究の方法

(1) 往復葉書アンケート調査

本研究の目的と趣旨から、対象施設は実際にヒヤリング調査可能な地域範囲であることが求められる。調査の実施可能性と施設数を照合して、公民館については首都圏にある1129館、地域集会所については（設置数が極めて多いので）千葉県と習志野市にした。送付数と回収率はそれぞれ以下の通り。

表1 アンケート回収率(左: 公民館 右: 集会所)

	埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	全体	習志野市	千葉市	全体
送付数	520	311	181	117	1129	100	1018	1118
回収数	246	183	84	74	587	62	491	553
回収率	47%	59%	46%	63%	52%	62%	48%	49%

設問内容は、(紙面が限られているため)よく行われていると想定される8種の飲食交流の各項目それぞれの実施回数と飲食交流に関与する場所・設備の有無である。

(2) ヒヤリング調査

① (1) の回答結果から飲食交流の頻度が高いことが確認されたあるいは飲酒を認めている、公民館34館と集会所8箇所。

② 船橋市の公民館24館、さいたま市の公民

館 56 館。

③川口市 S 公民館のグループ活動の関連者

4. 研究成果

(1) アンケート調査結果

表 2 に示す 11 の各飲食交流設備は大きくスペースと機器什器に分けられる。

スペースには、⑦「飲食交流目的のパーティールーム」や⑧「仲間同士で使用できる調理室（料理教室も可能）」⑨「調理室に隣接する食事スペース」⑩「ボランティア運営のレストラン・カフェ」⑪「飲酒可の併設食堂」のように設計時から目的を明確にして作られるものと、①「持込飲食物を飲食してよい誰でも出入りできる場所」や⑥「持込料理や酒を飲食してよい部屋」のように運用によってできるスペースがある。

機器什器には②「ソフトドリンクの自動販売機」③「ビールもある自動販売機」と④「誰でもお茶やコーヒーの飲める湯沸し設備」⑤「申請すれば使用できる料理器具什器」がある。

公民館で最も設置率が高いのは⑧「調理室（料理教室も可能）」で 77% (453/586) だが、⑤「料理教室後の成果品で飲食交流」の頻度については、月に数回が 40% 程度で、約半数 (212/433) は「年に数回」である。つまり料理は行うが、その成果品を食べつつ交流することは重視しないという意味である。しかし、わずか 14% ではあるが⑨「調理室に隣接する食事スペース」を設けている公民館がある。又少数事例ながら⑩「ボランティアのカフェ」や⑪「飲酒可の併設食堂」なども同様の意味で着目したい。

小規模な集会所であるのに⑨「調理室に隣接した食事スペース」や⑦「飲食交流目的のパーティールーム」⑪「飲酒可の併設食堂」があるという回答があったのは、調理室、食堂という語に対する誤解があった可能性もある。

運営によって飲食交流が可能となる⑥「持込料理や酒を飲食してよい部屋」については、公民館が 11% (67/586) であるのに対し、集会所が 58% (284/487) と高い設置率である。又①「持込飲食可能な誰でも出入りできる場所」とはホールのような場所がイメージされるが、規模の大きな公民館の方が 35% (206/586) で、小さな集会所の方が 53% と高い (256/487)。これは使用者が公民館より限定される集会所の方が管理が容易であるためと思われる。

表 2 飲食交流の設備表

スペース	設計時から目的を明確にして作られる	⑦飲食交流目的のパーティールーム ⑧仲間同士で使用できる調理室(料理教室も可能) ⑨調理室に隣接する食事スペース ⑩ボランティア運営のレストラン・カフェ ⑪飲酒可の併設食堂
	運用によってできる	①持込飲食物を飲食してよい誰でも出入りできる場所 ⑥持込料理や酒を飲食してよい部屋
機器什器		②ソフトドリンクの自動販売機 ③ビールもある自動販売機 ④誰でもお茶やコーヒーの飲める湯沸し設備 ⑤申請すれば使用できる料理器具什器

8 タイプの飲食交流には、表 3 に示すように軽

い内容のものから自由度の高い内容のものまである。それぞれの交流の頻度(週 1 回以上、月 1 回以上、年 1 回以上、行われぬ)を公民館と集会所に分けて示したのが図 1 である。

表 3 飲食交流の頻度

軽い内容の交流	①手芸、卓球などのグループ活動の後に菓子と茶を飲食 ②会議の後飲食しながら交流する
公的な集まりでの飲食交流	③行事等の後に弁当と缶ビール等で飲食交流 ⑤料理教室や餅つき等の後、完成した料理を囲み飲食
仲間同士の自主的な集まりで自由度の高い飲食交流	④新年会、反省会等の飲食を目的とした宴会 ⑥施設の調理機器で調理した昼食会等 ⑦施設にある調理機器で調理し飲酒を伴う宴会 ⑧持込料理で飲酒を伴う宴会

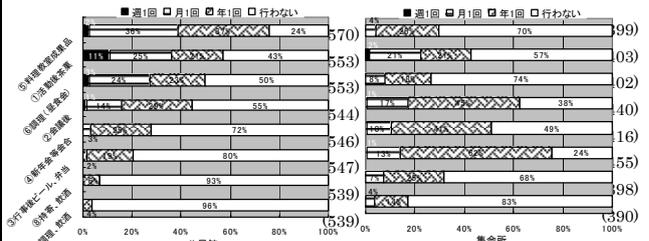


図 1 飲食交流の頻度

飲食交流には表 3 に示すように、公民館や集会所での①「手芸、卓球などのグループ活動の後に菓子と茶を飲食する」②「会議の後飲食しながら交流する」という軽い内容のものから、③「行事等の後に弁当と缶ビール等を飲食しながら交流する」、⑤「料理教室や餅つき等の後、完成した料理を囲んで飲食する」などの公的な集まりでの飲食交流のほか、仲間同士の自主的な集まりで自由度の高い飲食交流④「新年会、反省会等の飲食を目的とした宴会」⑥「施設の調理機器で調理した昼食会等」⑦「施設にある調理機器で調理し飲酒を伴う宴会」⑧「持込料理で飲酒を伴う宴会」などがある。

公民館で最も多いのは⑤「料理教室や餅つき後の飲食交流」である (76%・433/570)。だが、週 1 回以上行っているところは 2% (14/570) とほとんどなく月 1 回以上、あるいは年数回程度である。次に多いのが①「グループ活動後の茶菓交流」である。だが「週数回ある」と回答している公民館はわずか 11% (60/553) であり、このような軽い飲食交流でもほとんどの公民館では日常化していないことが分る。

上記のような飲食交流の少なさからみると⑥「仲間同士で調理し昼食会等」を年数回、月数回でも認めている公民館が 4% (260/553) もあるのはむしろ意外なほどの多さである。調理室には種々の機器什器があるのに仲間同士の使用を認めているのは、施設活用の意味であろうが、公民館が指導しない調理では使用後の用具のチェックやゴミ始末、利用時間等々の運営上のルールやマニュアルがある。事例報告にある「男子厨房に入る会」のような積極的に調理室を生かした自由度の高い飲食交流展開の可能性がある。

集会所について、最も多い飲食交流は③「行事後のビール弁当」で、62%(280/455)が年1回以上である。行事とは「敬老の日」等の自治会主催の公的行事の後であろう。②「会議後の飲食交流」も地域集会所が自治会による管理運営になっていることによる。⑦「施設で調理し飲酒を伴う宴会」は公民館、集会所共最下位だが、公民館4%(20/539)に比べ、集会場は18%(68/390)とずっと多い。

公民館と集会所を比べると、公民館は設備に依存する傾向があり、集会所は飲酒を伴う交流について公民館より寛容である。これは公民館が法によって使用内容の縛りを受けていることのほか、集会所はより居住地に近い場所にあり、使用者が限定されていることが関係している。

飲食交流の内、④⑥⑦⑧は仲間同士の自主的な飲食交流である。仲間同士の飲食交流が一つでもあると回答した施設とないと回答した施設の各設備の設置率を比べると図2のとおりで、いずれも「ある」と回答した方が高い設置率である。

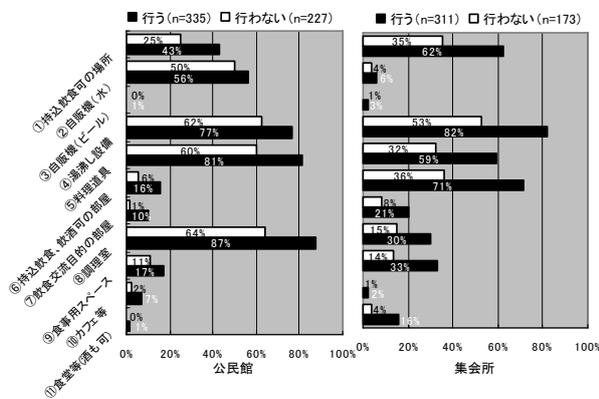


図2 仲間同士の飲食と設備の関

公民館を DID から都市部と農村部に分け、飲食交流設備を比較したのが図3である。都市部施設は規模が大きいので設備設置率は都市部の方が高いが、運営によって飲食交流が可能となるスペース、つまり⑥「持込料理や酒を飲食してよい部屋」①「持込飲食可能な誰でも出入りできる場所」は農村部施設の設置率が高い。

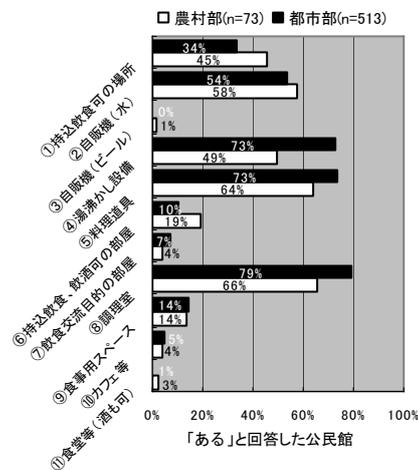


図3 都市部と農村部の設備の有無

(2) ヒヤリング調査結果

アンケート調査で得られた回答から表4の条件を満たす下記の31公民館を対象とし、施設の職員に対し飲食交流の実態についてヒヤリング調査を行った。地域集会所については2008年12月～2009年1月に全ての飲酒交流について行われていると回答した8集会所を対象とした。

表4 ヒヤリング調査した公民館とその選択方法

①自主的な交流回数、②食事用スペースあり且つ自主的な交流月数回数以上、③バーテイルームあり且つ自主的な交流月数回数以上、④コミュニティカフェあり且つ自主的な交流月数回数以上、⑤全ての交流あり、⑥飲酒交流以外の全ての交流あり

公民館名	①	②	③	④	⑤	⑥
埼玉県 K 公民館	○	○	○	○	○	○
埼玉県 S C 公民館	○	○	○	○	○	○
埼玉県 N C 公民館	○	○	○	○	○	○
埼玉県 K K 公民館	○	○	○	○	○	○
埼玉県 N C 公民館	○	○	○	○	○	○
神奈川県 I H センター	○	○	○	○	○	○
神奈川県 H センター	○	○	○	○	○	○
埼玉県 N センター	○	○	○	○	○	○
埼玉県 S 公民館	○	○	○	○	○	○
埼玉県 H 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 K M 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 A O 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 M M 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 H K 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 S センター	○	○	○	○	○	○
東京都 U T 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 C 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 B 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 U 公民館	○	○	○	○	○	○
東京都 M 公民館	○	○	○	○	○	○
神奈川県 A 公民館	○	○	○	○	○	○
千葉県 O 公民館	○	○	○	○	○	○
千葉県 F T 公民館	○	○	○	○	○	○
千葉県 C 公民館	○	○	○	○	○	○
千葉県 S 公民館	○	○	○	○	○	○
千葉県 N 公民館	○	○	○	○	○	○
神奈川県 C 公民館	○	○	○	○	○	○
神奈川県 H 公民館	○	○	○	○	○	○
神奈川県 C 公民館	○	○	○	○	○	○

公民館における飲食交流

アンケート調査によると、茶菓子程度以上の施設内飲食を公に認めている公民館は多くはない。しかし現実には様々なタイプの飲食交流があり、背景には利用者の自由な活動を制限したくないという職員の対応がある。以下ではそうした様々なタイプの飲食交流の実例を挙げ、各交流における一般的傾向を明らかにする。

1) グループ活動後の各部屋における飲食交流

例：千葉県 S 公民館の卓球サークル(S50 年発足、会員 22 名)は週 1 回の頻度で活動し、活動後に飲食交流を行っている。毎週交代制で茶菓当番を 2 人決め、当番は飲食交流に必要な茶菓代をメンバーから徴収し買出しを行う。活動後、倉庫から机とイスを出して並べ飲食交流を行うのである。交流後は窓を開け室内換気を行ったりモップがけをしたりと飲食物の残り香や食べこぼしに気を使っている。

このように飲食交流を行うには様々な負担が伴う。また大抵の公民館では部屋の予約待ちが 1~4 ヶ月と長く、利用者は活動時間を手に入れるのに苦労している。このような様々な負担を乗り越えてでも飲食交流するかどうかはサークルのメンバーの飲食交流に対する価値観に左右されるといえる。飲食交流を重視している神奈川県 C 公民館水墨画サークルの A さんも、活動だけでなく仲間同士でお茶をしながら話しをすることも楽しみの一つであり、飲食交流することが前提であることを理解してくれる方でないといふとサークルのメンバーにはできないと話している。

2) 料理サークルの成果品による飲食交流

大抵の公民館では部屋の予約可能な時間が休憩時間を挟んで午前の部、午後の部、夜間の部と分かれている。こうした飲食交流は昼休憩の時間を利用し行われることが多い。しかし中には休憩時間における部屋の利用を認めていない公民館もあり、こうした公民館では飲食時間を踏まえた調理

室の利用は困難である。

3) 食事スペースがある調理室における飲食交流

食事スペースとは調理室の利用効率を考え学習活動にも使用できるように机と椅子を置いたスペースのことである。東京都 KM 公民館館長は、通常の調理室では調理台のシンクとコンロに蓋をして行われるのに対し、このような設えのある調理室では利用者は机と椅子を自由に並び替えリラックスして飲食交流することができると話している。調理室の利用効率、飲食交流に対する柔軟な対応が可能な点を考えれば調理室に食事用スペースを設けることは有効な手段である。

4) 外部空間における飲食交流

外部テラスや中庭、駐車場等大きな外部空間を持つ公民館では、行事時に飲食系の模擬店を出したり椅子や机を並べ飲食のためのスペースをつくらせたりと積極的に外部空間が利用されている。また外部空間は館内の規制を受けないことがないため、日常的な飲食交流の場としても積極的に利用されている。東京都 C 公民館の中庭にはベンチとテーブルがあり、持寄りの弁当による飲食交流がある。

5) 併設施設における飲食交流

いくつかの公民館はコミュニティカフェ、食堂といった併設施設を持っている。これらは公民館とは異なる管理下にあり独立した独自のルールを持っている。埼玉県 SC 公民館、神奈川県 SC 公民館等では公民館では飲食、飲酒を禁止しているが併設施設では飲酒、飲食ができるようになっている。つまり、公民館と併設施設とで機能分担をしているのである。

6) 近接施設との連携

東京都 MM 公民館は同一建物の別フロアにショッピングセンターがあり、そこで購入した弁当や飲食物を館内のロビーで飲食する光景があり、逆に周囲に飲食店が多くある千葉県 T センターでは館内の飲食交流はなく、周囲の店舗で行われている。埼玉県 NC 公民館は周囲に地域集会所が沢山あるので、公民館での活動後の飲食交流は集会所で行うようになっている。5) と同様の機能分担である。

公民館内の飲食交流の許可・禁止について

公民館が館内飲食を禁止する主な理由は、「社会教育施設であるから飲食行為は相応しくない」「食べこぼしや残り香と後始末に関するクレーム」「他利用者の不公平感」である。

また、飲食禁止の部屋には 3 タイプある。一つ目はパソコン室等精密機械のある部屋で、食べこぼしによる機械の故障防止が理由である。二つ目は体育館等体を動かす活動の場で、食べこぼしによる転倒防止が理由である。三つ目は室内床仕上げがカーペット等の汚れやすく清掃しにくい素材の部屋で、維持管理の問題が理由である。

しかし、上記の禁止条件に合っても飲食交流を認めている公民館がいくつもあった。これら施設に共通するのは、「建物の老朽化が進み汚れているため多少汚れてもかまわない」など理由をつけても飲食交流を認めようとする館長の見解であ

る。特に館内飲酒については、殆どの公民館は「公共施設であり不特定多数の利用者の快適な施設利用を妨げる恐れがある」という理由で禁止している。しかし中には、「飲酒はコミュニケーションを円滑に進める有効な手段であり節度を守れば(乾杯程度なら)良い」、「この公民館の前身施設で飲酒を認めていた地域だから」、「利用者もそれを望んでいる」等々の理由で館内飲酒を認めている公民館もいくつか存在する。いずれの場合も館長のパーソナリティや考え方による。

現在、公民館の職員は、社会教育主事等特別職でなく一般職員として採用される傾向が多くなり、短期間でいろんな部署を移動するケースが多くなってきた。ところが職務経験の長い館長(職員)ほど住民の交流増進に熱心な傾向があり、飲食交流についても許容の幅が広い。それに対し一般事務採用で経験が乏しい館長ほどマニュアル通りに管理して、利用制限する傾向がある。例えば経験の長い神奈川県 HH 公民館長は定期的に飲食を伴う会合を開くほど飲食交流荷積極的であり、地域の問題発見と交流に努めている。一方東京都 KK 公民館長は前職が税務課で、利用者対応は「素早く行う」という効率重視であったが、公民館では時間をかけてコミュニケーションを築くという正反対の人間関係だと戸惑いを感じているという。飲食交流を通じた地域コミュニケーションを築くには専門的に経験を蓄積した館長が必要とされる。

地域集会所の飲食交流

全体的には地域集会所は公民館より飲食交流が盛んであるが、中でもアンケート項目全ての飲食交流があると回答があった 8 集会所(表 9)を対象とし、集会所を管理運営する自治会、町会の会長にヒヤリング調査を行った。集会所は公民館とは異なり地域集会所が自治会単位の管理運営になっているため、その内容は千差万別であるが、その主な内容は以下のとおり。

表 5 地域集会所のヒヤリング調査

	会員所 帯数(戸)	労働職 員数(人)	備考
習志野市 H 町会集会所	310	0	建物が古く、町会員らにより何度も修復され大切に使用。
習志野市 S 町会集会所	512	0	公園の一角にあり、行事時等公園との関わりが深い。
習志野市 A 団地集会所	745	2	隣接の小学校との関わり(サークル活動等)が深い。
習志野市 S 団地自治会館	1273	2	給食事業を展開。給食の出前、館内での飲食が可能。
千葉市美浜区 M 町内会館	160	0	隣接の公民館と機能の分担をしている。
千葉市稲毛区 I 集会所	220	0	自治会館がなく、会長の離れ一戸建てを代用。
千葉市花見川区 N 集会所	800	4	団地の集会所。性格の異なる3つの集会所を持つ。
千葉市緑区 O 自治会館	835	2	サークル活動が盛んで空室は月2日程度。

1) 管理運営者が決める管理運営規定

集会所の所有者は個人(篤志家)、区分所有、自治会、市等様々だが、その管理運営の内容は自治会等に任されている。例えば習志野市 A 会館は市有の建物で、それを借りている形態である。そのため当初は市から利用制限を設けられていたが、市による関与がなくなり、次第に制限はなくなっていったという事実がある。

2) 時間制限が少ない為緊密な飲食交流が持たれる

集会所は公民館と異なり特に利用時間に制限を設けているところは少ない。例えば千葉市緑区 O 自治会館の料理系サークル「男子厨房に入る会」は、3 時間かけて料理(アンコウ鍋等)を作り、3 時

間かけて成果品と缶ビールを用いて飲食交流をするというようにほぼ一日集会所を使用している。このような時間に縛られることのない活動、飲酒交流の結果、結束の強い人間関係が築かれ、このグループメンバーは自治会をはじめとする種々の地域活動の中心となって活動して、地域を活性化している。

3) 集会所を利用したコミュニティカフェ

NPO法人やボランティアによるコミュニティカフェは近隣の人々の交流を目的として運営されており、すでにいくつかの研究もある。今回調査の中にも、神奈川県Mプラザ、や船橋市Nカフェなどいくつかの例があり、生き生きとした交流の場を形成していた。

4) 福祉給食サービスに発展した事例

習志野市S自治会館では集会所を利用して、その場での給食サービスのほか、市内の高齢者への給食・配達事業を行っている。自治会長とその前職場のヘルパーステーションのヘルパー35名+近隣の生産者らのボランティアが実行し、並行して近隣の公民館でのサークル活動後の飲食交流への配達も行っている。飲食交流を基盤とした福祉コミュニティビジネスの可能性はある。

飲食サービス設備からみた施設類型

中核市16市の公民館165施設を対象に平面図収集し、飲食サービス設備に関わる動線を分析した。平面図に見られる単位空間は、1「オープンスペース」、2「湯沸室」、3「居室」、4「事務室」の5項目に集約され、動線計画的には以下のABCDEFに分類でき頭に示すとおりである。

A: オープンスペースに対して事務室と湯沸室が繋がる。B: オープンスペースに湯沸室のみが繋がる。C: オープンスペースに事務室が隣接せず、湯沸室と居室が繋がる。D: 同一平面上で飲食サービス設備が独立しているか、湯沸室が無い。E: 事務室内またはその他居室内に湯沸室が設置されている。F: 同一平面上に湯沸室がなく、飲食のできる机や椅子だけが用意されている。さらに、分類は湯沸かし室の隣室関係によって細分化される。

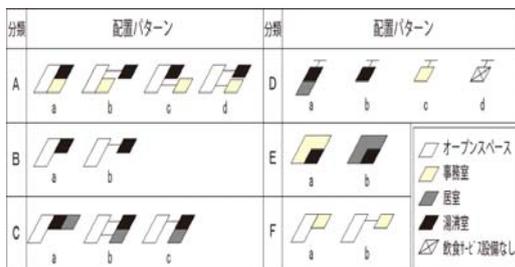


図4 飲食サービス設備に関する動線計画

飲食サービス設備からみた施設類型をおこなうと、①同一階集中型、②同一階分散型、③施設内1拠点型、④4他施設依存型の4つに分類することができる。例えば①同一階集中型でみると、どの階層においても、施設内オープンスペースと湯沸室が隣接しているため、持ち込みを含む飲食行

為が行いやすい。また施設管理面で見ると、飲食を行うオープンスペースと調理をおこなう湯沸室に職員の目が届きやすく管理面でも効率的である。エントランス階を、ホール型やオープン型にし、隣接する湯沸室を、喫茶室などの飲食サービス設備に再整備することで、より気軽に利用しやすい施設に出来る可能性がある。しかし一方他階層では飲食交流ができなくなるという欠点があり、施設規模との関係でどのタイプを選ぶかという判断が必要になる

川口市S地区の公民館・集会所における飲食交流

S地区は高度成長期に一斉に開発された約2000世帯の地区だが、公民館・集会所におけるグループ活動や自治会活動が盛んで、かつ活動時には飲食交流が一般的に行われている。このコミュニティには30人近くのキーパーソン（地域リーダー）がいて、彼らは固定化した存在でなく、徐々に更新されている。キーパーソンのほとんどは現在、あるいは過去において集会所におけるグループ活動を経験しており、飲食交流を伴う親しい人間関係を持っている。つまり集会所におけるグループ活動はコミュニティ形成の重要な要件の一つとなっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 2件)

- 竹田良太、「公的集会施設における飲食交流の実態に関する研究」、日本建築学会、平成20年9月20日、広島大学
- 大川輝、「湯沸室等飲食サービス設備の実態について 地域集会施設の付帯設備・備品に関する研究その2」、日本建築学会、平成20年9月20日、広島大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

曾根 陽子 (SONE YOKO)
日本大学・生産工学部・教授
研究者番号：90171389

(2) 連携研究者

浅野 平八 (ASNO HEIHATI)
日本大学・生産工学部・教授
研究者番号：70060043